

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 基本財産の投資有価証券は償却原価法(定額法)によっている。
其他有価証券 特定資産の投資有価証券は期末日の市場価格に基づく時価によっている。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
販売用図書 個別法による原価法によっている。
当期末の実地棚卸残高に基づき計上している。
- (3) 引当金の計上基準
賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (5) リース取引の処理方法
通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっている。

3. 会計方針の変更

該当なし。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産預金	659,560	0	73,756	585,804
投資有価証券	199,340,440	73,756	0	199,414,196
小計	200,000,000	73,756	73,756	200,000,000
特定資産				
指定管理継続事業積立資産	2,000,000	0	0	2,000,000
財政調整積立資産	9,853,752	0	323,167	9,530,585
多文化子どもエンバワメント事業積立資産	2,000,000	0	0	2,000,000
小計	13,853,752	0	323,167	13,530,585
合 計	213,853,752	73,756	396,923	213,530,585

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
基本財産預金	585,804	(585,804)	0	-
投資有価証券	199,414,196	(199,414,196)	0	-
小計	200,000,000	(200,000,000)	0	-
特定資産				
事業継続積立資産	2,000,000	0	(2,000,000)	-
財政調整積立資産	9,530,585	0	(9,530,585)	-
多文化子どもエンバワメント事業積立資産	2,000,000	(2,000,000)	0	-
小計	13,530,585	(2,000,000)	(11,530,585)	0
合 計	213,530,585	(202,000,000)	(11,530,585)	-

6. 担保に供している資産

該当なし。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該資産の当期末残高

該当なし。

9. 保証債務等の偶発債務

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益	備考
第124回利付国債(20年)(償還日:2030年12月20日) 額面100,000,000円 (新会計基準適用)	99,987,268	110,290,900	10,303,632	基本財産 (償却原価法)
第8回利付国債(30年)(償還日:2032年11月22日) 額面100,000,000円 (新会計基準適用)	99,426,928	109,996,700	10,569,772	基本財産 (償却原価法)
合 計	199,414,196	220,287,600	20,873,404	

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
なし		0	0	0	0
合 計		0	0	0	0

12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息計上による振替額	3,873,756
特定資産による振替額	0
合 計	3,873,756

13. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。